

平成 22 年 11 月 26 日

英国金融サービス機構（UKFSA）ディスカッションペーパー「トレーディング業務に対する健全性規制－抜本的な見直し－」に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、平成 22 年 8 月 25 日に公表された、英国金融サービス機構（UKFSA）ディスカッションペーパー「トレーディング業務に対する健全性規制－抜本的な見直し－」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、我々は以下のコメントが UKFSA における議論の助けとなることを期待する。

本 論

本提案で示されている価値評価の一貫性およびバンキング勘定へのトレーディング勘定と同様の枠組みの導入については、これらが自己資本規制で取り扱われることは、様々な金融機関が一つのアプローチを強要されることとなり、市場ショックが発生した際に金融機関が同様の行動を起こし、危機を増幅させる懸念がある等、多くの問題点があるものとする。そのため、これらの提案による影響等について十分な時間を費やし慎重な見極めが必要であり、現時点で、バーゼル委員会での抜本的な規制の枠組みの見直しにおいて、拙速に検討を行うことには反対である。

また、かかる問題の解決に向けた規制の枠組みの抜本的な見直しの検討に際しては、次の 3 点に留意することが極めて重要である。

- 規制アービトラージ問題の解決には規制強化のみでなく、細かな監督やモニタリングなど様々な観点から検討すべき：規制アービトラージ問題の解決に向けて、バンキング勘定とトレーディング勘定の垣根をなくすという対応は、理屈のうえでは一つの方法論として考えられる。しかし、その実現やそれによる問題解決は困難であり、完全な規制は作り得ないことを認

識すべきである。規制アービトラージ問題に、どれだけ厳しい規制を導入しても、必ず次のひずみが生じる。むしろ、細かな監督やモニタリングなど、別の角度から規制を補完する手法こそが、規制アービトラージ問題を本質的に解決し得る有効な手段である。

- **過度な規制強化によるコスト・副次的影響を十分認識すべき**：過度な、または、本質的な問題解決に至らない妥協的な規制見直しは、金融仲介機能の低下などの副次的影響をもたらすおそれがある。また、急激な規制変更は、クレジット・クランチなどを誘発するおそれがあるなど、実体経済に対しても急激な影響をもたらす。
- **バランスとプライオリティを重視すべき**：問題の解決に当たっては、その本質を見極め、上記の規制強化による効果と副次的影響のバランスを考慮しつつ、プライオリティをつけて対応していくことが重要である。バランスを欠き、プライオリティを見誤った規制改革では、事の本質の解決には至らず、副次的影響のみが残される。

上記の観点から、我々は、UKFSA から出されたテクニカルな問いに逐次答えることよりも、本質的な論点に絞って我々のコメントを提示する方が、今後の議論に資すると判断している。そこで、以下の2点について確実に考慮されることを強く要請する。

1. バンキング勘定とトレーディング勘定の垣根の意義を再度認識すべき

バンキング勘定とトレーディング勘定の垣根を取払うことを視野に入れた規制強化の弊害の大きさは、十分に考慮されるべきである。金融の仲介として金融機関が果たすべき役割（市場への流動性供給機能、顧客の長期資金調達ニーズへの対応等）は、その対価として当然リスクを伴うものである。これらの価値評価を闇雲に市場価値変動に晒す行為は、結果として、市場の機能不全、ひいては、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

市場価値変動は、多分に需給バランスの影響を受ける。市場機能が不全に陥った際の市場価値は、その資産の本源的価値の変動を越えて、大幅な劣化

を引き起こす。一方、バンキング勘定アセットについては、主として満期まで保有することを企図しつつ、取引先とのリレーションにもとづき回収・保全行為を行うことが一般的である。これらのアセットについては、リレーションにもとづく保全・回収の可能性こそが、すなわちアセットの本質的価値であり、市場価値評価は、本質的価値を補完するものに過ぎない。これを踏まえたうえでは、バンキング勘定資産に対し、市場における需給影響を一概に反映することは過度に保守的であり、その正当性は見出せない。

また、市場流動性や計量化に過度に依存するアプローチは、かえって危機を増幅することも念頭におくべきである。今次金融危機において、時価会計が与えた波及的な影響、その反省として今後の時価会計が果たすべき役割については、その検証に時間を要するものである。

一方で、バンキング勘定におけるこれらのリスクについては、アウトライアー規制等の様に、既に第二の柱として有効に機能している枠組みも存在している。第一の柱として規制資本の対象とするためには、公正に定量評価ができることが前提であるが、バンキング勘定の金利リスクは、管理方法にばらつきがあることから（コア預金の概念等）、第一の柱のように一律に計量的評価を行うことは適しておらず、第二の柱での取り扱いが妥当である。

IFRS 上でも「償却原価区分」「その他包括利益」という保有目的区分の存在意義、存在背景が認められた経緯は、まさにこれらを踏まえたものであり、かかる検討背景・経緯も十分に認識すべき。例えば、銀行価値の評価にも、ゴーイング・コンサーン価値とゴーン・コンサーン価値の二価が存在することを当局関係者も認めているとおり、アセットにも、その保有目的に応じた区分管理の意義は存在する。

そもそも、今次金融危機では、トレーディング勘定とバンキング勘定の垣根が低く、バンキング勘定で扱うべき取引をトレーディング勘定にブックし規制アービトラージを行ったことが、その一因となっている。規制アービトラージの問題は、この垣根を撤廃するのではなく、高めることにより解決すべきである。

これら、トレーディング・バンキングの区分の必要性・意義を再度確認し

たうえで、新たなアプローチによる問題解決のみを迫及するのではなく、既存の枠組みの有効性や、見直すことによる有効性と弊害のバランスも十分慎重に考慮することを期待する。

2. プライオリティを考慮して対応すべき

問題の本質を見極め、有効に対応するためのプライオリティを検討すべきである。市場価値変動の影響は無視し得えない問題であることには同意する。これらアセットの本質的な価値を超えた市場価値変動は特に、市場機能不全に陥り、市場における需給バランスが崩れた場合に具現化する問題である。そのため、我々は UKFSA が「Table 5.3」で示す分析アプローチを支持する。

かかる分析の中では、特にトレーディング勘定における影響が甚大であった点に着目すべき。短期的な自己トレーディングや金融システム内でのブローカレッジ業務が主に、市場機能の低下影響を大きく受けた。同時にこれらの業務は、エンドユーザーとのリレーションにもとづく回収・保全を講じることは適わず、その目的や保全手段に鑑みると、市場機能の影響を大きく受けることは自明である。

他方、先述の通り、バンキング勘定におけるアセットについては、市場における需給バランスが崩れ、市場機能が低下した場合も、エンドユーザーとのリレーションにもとづく保全・回収という手段を講じられるものが主体である。リレーションにもとづく保全・回収の可能性こそが、すなわちアセットの本質的価値であり、市場価値評価は、本質的価値を補完するものに過ぎない。その実証結果がまさに、UKFSA が示す「Table 5.3」の分析結果における、トレーディング勘定とバンキング勘定の損失の差として現れているものと考えられる。

この問題は、銀行のビジネスモデルにも依拠する。リレーションベースの取引主体で、バンキング勘定の比率が大きい銀行と、自己トレーディング勘定の比率が大きい銀行との間の計上損失規模の差異、トレーディング勘定とバンキング勘定との間の損失計上規模の差異との関係を見れば、リスク捕捉を強化すべき優先対象は明らかである。

また、今回の金融危機の発端は、証券化商品等の潜在的な市場流動性リスクを内包する資産に対する資金調達を、過度に短期市場性調達に依存したことによる資金流動性リスクの顕在化にあり、バンキング勘定での資産保有に係るリスクに起因したものではない。その点を踏まえ、流動性規制が導入されることを勘案するとバンキング勘定の市場リスクに対する規制資本賦課は導入しようとする規制の狙いを逸脱するものであり、妥当ではない。

一方、バンキング資産に対する過剰な資本賦課は、資産・市場全体のボラティリティを高めるなど、無用の混乱を招くとともに、クレジット・クランチなどを誘発するおそれがあるなど、実体経済に悪影響を及ぼす。

これらの影響度合いの差、問題の所在と副次的影響を考慮すれば、まずはトレーディング勘定に対する資本賦課に係る見直しの検討を優先するアプローチを支持したい。

以 上